

令和 8 年度吉野川市下水道管理システムクラウド化業務委託

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は吉野川市（以下「甲」という。）が実施する令和 8 年度吉野川市下水道管理システムクラウド化業務委託（以下「本業務」という。）に適用し、実施に必要な作業方法を定めるものである。

第 2 条 業務の目的

本業務は、下水道における DX の推進により、本市下水道事業で下水道管路施設を管理している下水道管理システムをクラウド化し管路情報や維持管理情報を蓄積することで、業務効率の向上、災害時の対応力強化、住民サービスを向上させることを目的とする。

第 3 条 準拠法令等

本業務は、本特記仕様書によるほか、次に示す法令及び規程等に基づいて実施する。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (2) 下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）
- (3) 下水道維持管理指針
- (4) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き Ver. 5
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (6) 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）
- (7) 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）
- (8) 作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）
- (9) 国土交通省公共測量作業規程（平成 20 年国国地発 668 号）
- (10) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (11) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）（2020 年版）
- (12) 吉野川市財務規則（平成 16 年吉野川市規則第 44 号）
- (13) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (14) その他関係法令・規則・通達等

第4条 管理技術者等

受託者（以下「乙」という）は、管理技術者、照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮し、専門的知識と経験を有する技術者を配置するものとする。

- （１）管理技術者は、技術士（総合技術部門一下水道）もしくは技術士（上下水道部門一下水道）の資格を有するもので本業務に精通する者とし、下水道管理システム構築（再構築を含む）の実績を有するものを配置しなければならない。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたときは、甲は、乙に対し、管理技術者の変更を求めることができる。
- （２）照査技術者は、本業務に精通する者として、管理技術者と同等の資格等要件を満たす者とする。また、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- （３）担当技術者は、技術士（総合技術部門一下水道）もしくは技術士（上下水道部門一下水道）の資格を有するものであること。
- （４）業務に従事する配置技術者に認定アセットマネージャー、空間情報総括管理技術者の資格を有するものを配置すること。

第5条 業務計画及び提出書類

乙は、本業務の着手に当たり下記の必要な書類を作成し、甲と十分に打合せを行い、業務内容を十分に理解した後に着手するものとする。また、業務遂行中にあっては、甲は、乙に対して進捗状況などの報告を求めることができるものとする。

- （１）業務実施計画書
- （２）着手届
- （３）管理技術者通知書
- （４）照査技術者通知書
- （５）第4条（１）及び（２）を証明する書類
- （６）工程表
- （７）ISO等登録書（写し）
- （８）その他、甲が必要と認める書類

第6条 情報セキュリティ

乙は、本業務の内容及び業務に関わる資料について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「吉野川市情報セキュリティ基本方針」の事項に基づき、適切な処置を施すものとし、それらの取り扱いには十分注意するものとする。

また乙は本業務内で取り扱う個人情報や、甲より貸与を受けるデータ及びシステムの情報保護、品質管理、環境保護の観点からセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明するため、以下の認証を登録機関から得ていること

- （１）「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001 若しくは JISQ27001）」
- （２）「プライバシーマーク（JISQ15001）」
- （３）「品質マネジメントシステム（ISO9001）」

第7条 疑義の解釈

本業務の実施にあたり、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項または疑義を生じた場合は、甲乙で協議を行い協議が成立しない場合は、甲の指示に従うものとする。

第8条 守秘義務

乙は、本業務の遂行上知り得た内容について、その一切を第三者に漏洩してはならない。この契約期間後においても同様とする。そのため、プライバシーマーク（財団法人日本情報処理開発協会）に準拠して作業すること。

第9条 データセンター要件

本業務で使用するデータセンターについては下記要件を満たすものとする。

- (1) 地震、風水害などの自然災害に対応できる耐震・防火構造を備え、十分にセキュリティが確保された、日本国内のデータセンター内でシステムを運用すること。
- (2) 生体認証や監視カメラの設置等、厳重な入退室管理を行うこと。
- (3) システム稼働状況はリアルタイムで監視すること。
- (4) 日次によるデータバックアップ機能を有し、万が一データが消去した場合においても速やかに復旧可能な体制であること。
- (5) 第三者による不正アクセスやウイルス対策などの万全を期すこと。
- (6) データセンターの通信回線については、マルチキャリアに対応するものとし、障害時に備えてバックアップ回線を用意すること。
- (7) サーバや通信機器等のハード機器類は、二重化構造とすること。
- (8) 電源供給は2系統確保するとともに、自家発電装置を設置すること。
- (9) 日本データセンターが定めたガイドライン（JDCC-FS）の【ティア3】以上の水準であること。

第10条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日～令和9年3月31日とする。

第2章 システム構築及びデータ移行に係る業務内容

第11条 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 計画準備 | 1式 |
| (2) 資料収集及び整理 | 1式 |
| (3) 打合せ協議 | 1式 |
| (4) 下水道管理システムデータ調整・移行 | 1式 |
| (5) レイヤ設定（下水道・地形） | 1式 |
| (6) ファイリング・検索設定 | 1式 |
| (7) システムセットアップ及び動作認証 | 1式 |
| (8) 成果品とりまとめ | 1式 |

第 1 2 条 計画準備

計画準備は、作業の数量及び範囲を考慮して、合理的かつ効率的に作業が遂行できる作業工程、実施計画等を具体的に策定し、甲より作業実施計画の承認を得る。また、本業務により適正に管理を行うものとする。

第 1 3 条 資料収集整理

本業務で必要な資料を借用及び収集し、整理すること。

第 1 4 条 打合せ協議

円滑に業務を進めるため、業務着手時、中間 3 回、成果品納品時の計 5 回の打合せ協議を行うものとするが、甲もしくは乙が必要と判断した場合は、随時実施するものとする。

第 1 5 条 下水道管理システムデータ調整・移行

(1) 下水道管理システムデータ調整・移行

甲より貸与される既存システム（PasCAL 下水道）データ（属性データを含む電子データ）、竣工図データ（ファイリングデータ）のデータ定義書を収集し、データ構造や数量等を整理し、以降に関わる問題・課題を分析して移行計画を立案し、新たに導入する下水道管理システムにセットアップできるようデータ定義の変換、調整を行う。

データ変換する既存下水道地形図データ及びレイヤなどは、乙が本システムにて運用可能なデータとして変換した後、運用に支障のないレイヤ構成により移行処理を行うものとする。また、表示スタイル（線種、線色、文字色など）は、既存システムと類似する表現を採用し、本システムの更新前後で視覚的な差異が大幅に生じることのないようにすること。

変換した移行データについては、目視チェックと論理チェックにより下記のデータの不具合を抽出し、甲乙が協議を行い、対応を決定するものとする。また甲が修正箇所を発見し、乙に修正依頼を行った場合についても同様とする。

- 1) 管渠施設の図形の重複
- 2) 上下流ネットワークの矛盾
- 3) 図郭内での人孔番号の重複
- 4) 種別等不明情報の抽出

既存データ

管渠（汚水・雨水）	約 2 3 0 k m	図形データ及び属性データを Shape 形式にて貸与
人孔数	約 8 6 0 0 箇所	
公共汚水柵	約 1 0 0 0 0 箇所	
工事データ	約 5 0 0 件	PDF データにて貸与 ファイリングデータ（図形と関連付け）

(2) ファイリング・検索設定

甲より貸与される工事竣工図スキャニングデータについて、ファイリングデータを取りまとめ、システム上で検索が行えるよう設定する。

第16条 下水道管理システム構築

下水道管理システムはアセットマネジメントの推進に活用でき、下水道施設情報と地図情報を一元管理できるシステム環境を構築するものとし、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 総合行政ネットワーク（LGWAN）回線と接続する行政端末から利用できるシステムであること。
- (2) パッケージ製品であり、運用期間中定期的なバージョンアップが図られるシステムであること。なお、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定義する地図情報プラットフォームに準拠する製品であること。
- (3) ソフトウェアの利用方式はLGWAN-ASP方式とし、同時接続1アカウントを想定している。
- (4) システム機能要件については既存システムの機能要件を基に作成した「別紙、機能要件表」を標準とする。しかし類似の機能要件を有すれば、別紙の機能要件と完全一致する必要はない。
- (4) 操作マニュアルを作成し、職員向けの操作研修を行うこととする。
- (5) 運用期間中、問合せサポートは問合せ窓口専用ダイヤル及びメールアドレスを開設し、開庁時間帯はシステムに関するQ&A対応を随時行うものとする。

第17条 レイヤ設定（下水道・地形図・住宅地図（Z-map））

貸与する下水道地形図データ、地形データを用い、システム上に背景図として整備するものとする。なお、搭載する各種レイヤは、下水道16レイヤ、地形図7レイヤ、改築・更生工事情報4レイヤ、供用開始区域1レイヤ及び新規調達を行う住宅地図（Z-map）1レイヤとする。

住宅地図（Z-map）は1ライセンスを買切りで購入し、本システムで運用できるようセットアップし調整を図るものとする。

また、供用開始区域のレイヤは既存システムの配色を参考にし、区域ごとに視覚的に分かりやすい配色とすること。

第3章 システムセットアップ及び成果品とりまとめ

第18条 システムセットアップ及び動作確認

(1) 本業務で作成した下水道管理システムGISデータ、工事竣工図データのGISデータ及びファイリングデータのセットアップを行い正常に動作するか検証を行う。検証後、操作説明支援を行い、システム設定報告書を提出する。

セットアップを行うライセンス数と稼働場所は下記を標準とする。

- 1) システム名：下水道管理システム
- 2) 稼働場所：下水道課
- 3) ライセンス数：1ライセンス

- (2) 以下の点に留意のうえシステムセットアップ並びに初期設定等を実施するものとする。
- 1) 下水道管理システムの運用に支障がないようシステム設定を確実にを行い、システム全体の運用環境を整備するものとする。
 - 2) 障害等に備えてシステム環境及びデータのバックアップ体制を構築するものとする。
 - 3) 甲乙協議の上、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

第19条 成果品とりまとめ

本業務で作成したGISデータ、成果物等について整理し、分かりやすく報告書として取りまとめを行う。また、それらの内容を電子データとして、CD-R等の電子媒体に格納して提出する。成果品一覧を下記に記す。

- (1) 下水道管理システムデータ
- (2) 下水道管理システム
- (3) 業務報告書
- (4) 打合せ協議簿
- (4) システム操作マニュアル
- (5) システム設定報告書
- (6) その他甲乙が必要とするもの

第20条 システム運用契約

本業務で導入する下水道台帳管理システムの翌年度以降の利用料等運用に係る契約については、別途締結するものとする。

第21条 追加業務の提案

本プロポーザルの企画提案書提出及びプレゼンテーションにおいて、実施要領に示した見積限度額内で第11条に示す業務内容に加え追加業務の提案があった事業者が受託候補者となった場合、実施要領11. のとおり当初契約書作成にあたり甲乙協議の上、追加業務を加えた業務委託契約とする。